

○10月以降の治療薬、入院医療費における公費支援について

		令和5年5月8日 ～令和5年9月30日	令和5年10月1日 ～令和6年3月31日	令和6年4月以降
治療薬	対象 (※1)	新型コロナウイルス感染症治療薬のみ 経口薬：ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ 点滴薬：ベクルリー 中和抗体薬：ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシエルド	変更なし	○公費負担は終了し、医療保険の負担割合に応じた通常の自己負担 ○他の疾病と同様に、高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなる。
	自己負担額	なし	医療費の自己負担割合に応じて自己負担あり 3割：9,000円 2割：6,000円 1割：3,000円 ※1回の治療あたり負担額	
	公費負担者等番号	公費負担者番号（8桁）：「28230803」 受給者番号（7桁）：「9999996」	変更なし	
入院医療費	対象	新型コロナウイルス感染症に係る医療保険診療 ※食事代は含まれない	変更なし	同上
	自己負担額 (※2)	高額療養費制度の自己負担限度額から原則 <u>2万円</u> を減額した額	高額療養費制度の自己負担限度額から原則 <u>1万円</u> を減額した額	
	公費負担者等番号	公費負担者番号（8桁）：「28230704」 受給者番号（7桁）：「9999996」	変更なし	

※1 国が買い上げ、希望する医療機関等に無償で配分している「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」については、引き続き、薬剤費は発生しない。（2023.9.25時点）

※2 高額療養費制度の医療費比例額の有無により、減額する額が異なる。